

令和 4 年 第 3 回

# 柳川市農業委員会総会議事録

令和 4 年 3 月 10 日

柳川市農業委員会

## 第 3 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 4 年 3 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 34 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 15名 欠席者 4名

議 題 議案第12号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第13号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第14号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第15号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農地法第 5 条の規定による許可申請書の取下願について

4. あっせん届出書の取下願について

その他

※午後 3 時 30 分～

・推進委員への総会結果報告会議

推進委員出席者 13名 欠席者 6名

農業委員

出席委員（15名）

1番 山 田 善 治  
4番 吉 丸 隆 吉  
6番 梶 島 練 二  
10番 田 中 満 義  
12番 松 藤 一 利  
15番 河 口 隆 光  
17番 阿志賀 一 喜  
19番 松 藤 正 之

3番 亀 崎 忠 治  
5番 古 賀 勝 次  
8番 三小田 由 勝  
11番 松 藤 政 義  
13番 松 藤 和 彦  
16番 園 田 清 美  
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（4名）

2番 高 田 一 利  
9番 藤 木 邦 彦

7番 大 淵 秀 樹  
14番 島 添 茂 樹

推進委員

出席委員（13名）

龍 繁 樹  
藤 木 二三男  
梶 島 一 晴  
野 口 秀 一  
米 田 秀 俊  
平 川 貴 大  
三 浦 榮 一

藤 吉 利 広  
亀 崎 壽 満  
古 賀 宏 義  
櫻 木 利 和  
高 口 勇 晴  
浦 幸之助

欠席委員（6名）

梅 崎 直 祝  
鶴 田 信 行  
吉 開 健

松 藤 稔  
原 壽 利  
江 口 克 子

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

## 午後 2 時 開会

### ○事務局長（乗富和也君）

皆さんこんにちは。御案内の定刻となりましたので、第 3 回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長となりますので、松藤会長、よろしくお願いいたします。

### ○議長（松藤正之君）

皆さんこんにちは。今日は第 3 回柳川市農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

福岡県もまん延防止が解除されましたけれども、感染予防の観点から、今回も 2 回に分けて総会を実施することにしまして、御理解をいただきたいと思えます。

本日の出席委員 15 名、定足数であります。よって、ただいまから令和 4 年第 3 回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

### ○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

---

令和 4 年

### 第 3 回柳川市農業委員会総会議案

#### 議案第 12 号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

#### 議案第 13 号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

#### 議案第 14 号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

#### 議案第 15 号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について
4. あっせん申出書の取下願について

その他

令和4年3月10日提出

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

---

**○議長（松藤正之君）**

今回提案しております案件は、議案第12号から議案第15号までの4件と報告4件であります。

本日の議事録署名委員に、3番亀崎忠治委員、16番園田清美委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

**○事務局（田中道博君）**

議案書の2ページを御覧ください。

---

**議案第12号**

**1. 農地法第3条の規定による許可申請について**

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

---

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積402平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積6.61平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1667平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,517平米、外1筆、合計1,542平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,041平米、外3筆、合計3,532平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,009平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,043平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

### ○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号3番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は2筆で〇〇千円。

次のページを御覧ください。

申請番号5番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は4筆で〇〇円。

申請番号6番は、経営縮小する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さん、〇〇さんへ、それぞれ持分3分の1の所有権移転、贈与を行うための申請です。

移転完了後は、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが、それぞれ3分の1の持分となります。

申請番号7番は、経営縮小する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ、持分2分の1の所有権移転、贈与を行うための申請です。

移転完了後は、〇〇さんの単独所有となります。

以上、申請番号1番から7番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号の許

可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第12号について御意見、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第12号については、提案どおり承認することに決定をいたしました。

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

---

議案第13号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。



申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積320平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,955平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、宅地分譲。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,256平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、障がい者のグループホーム及び共同住宅。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積189平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場及び物置用地。

### ○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さんが、自己用住宅を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんが宅地分譲を行うための申請です。

転用申請地内は宅地9区画、公園1区画で、既存の宅地も含め、全体では宅地17区画、公園1区画の予定です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇さんが、障がい者のグループホーム2棟と一般向けのアパート1棟を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇さんが、駐車場及び物置用地を建設するための申請です。

契約の種類は贈与。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるため転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番の農地区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番及び4番の農地区分は、おおむね10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第13号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第13号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第14号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

---

議案第14号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

---

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,945平米、外3筆。申出人、〇〇。  
理由、令和4年2月21日申出（離農のため）。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,624平米。申出人、〇〇。理由、令

和4年1月27日申出（離農のため）。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,704平米。申出人、〇〇。理由、令和4年1月28日申出（離農のため）。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積5,248平米。申出人、〇〇。理由、令和4年2月15日申出（経営縮小のため）。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,199平米、外2筆。申出人、〇〇。理由、令和4年2月21日申出（経営縮小のため）。

以上です。

**○議長（松藤正之君）**

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は蒲池地区、2番は両開地区、3番は大和地区、4番と5番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松藤正之君）**

お諮りいたします。

議案第14号の申請番号1番は、推進委員の野口秀一委員、古賀宏義委員、申請番号2番は、推進委員の藤木二三男、亀崎壽満委員、申請番号3番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦 幸之助委員、松藤 稔委員、申請番号4番は、推進委員の鶴田信行委員、原 壽利委員、申請番号5番は、推進委員の三浦榮一委員、吉開 健委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松藤正之君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの12名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（松藤正之君）**

賛成多数であります。よって、議案第14号については、先ほどの12名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第15号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

---

議案第15号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の1枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和4年3月11日

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積13,127平米、筆数10筆。売り手3名、買い手5名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細、所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積495平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和4年3月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇、外5件となっております。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第15号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第15号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に、報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

---

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和4年1月28日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,355平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇、適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし。外18件です。

続きまして、議案書の11ページを御覧ください。

---

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和4年2月15日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,603平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇、外2件です。

続きまして、議案書の12ページを御覧ください。

---

報 告

3. 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

下記農地について、許可申請書の取下願を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和4年2月4日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積342平米、外1筆。願出人、譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。備考、令和3年12月19日付けで、農地法第5条の許可による許可申請書を提出していましたが、都合により取り下げます。

報 告

4. あっせん申出書の取下願について

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和4年2月17日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,297平米。願出人、〇〇。備考、令和3年12月6日付けで申出書を提出されていましたが、諸事情により取り下げるものです。

---

報告は以上です。

○議長（松藤正之君）

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

2点、連絡をさせていただきます。

1つ目が、先ほどの議案にありましたあっせんの申出の関係ですけれども、指名をされた12名の推進委員さんのほうには、この後の会議であっせんの資料はお渡ししますので、よろしく願いしておきます。

続いて、2点目が、次回4月の総会日時でございます。次回の総会は4月11日月曜日の

午後2時から、こちらの会場で開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（松藤正之君）

これをもちまして、令和4年第3回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

○山田善治委員

会長、ちょっとお尋ね。

○議長（松藤正之君）

どうぞ。

○山田善治委員

報告の3番の〇〇の案の取下願て出ているじゃないですか。最後から2番目。許可申請の取下げ。

○事務局長（乗富和也君）

12ページの上のほうですね。

○山田善治委員

これは、泥を半分ばっかい盛っているのを全部取下げという意味かね。あの一面田んぼが2筆に分かれています、大体一面の田んぼじゃないですか。でも、それは半分ばかり泥を盛っているのも取り下げているんですか。

○事務局（田中道博君）

1筆に2区画あって、1区画が取下げですけれども、実際はまた別の所有者の方が買われる予定があります、後々。

○山田善治委員

この342㎡と109㎡と書いてあるでしょう。だから、形がぴしゃっと鍵状にしているから、これはどうなるだろうかと思って。どっちにしても、この1筆ごしにぴしゃっとなっていないと思いますが、四角の1枚の田んぼに一部だけこうしているから、鍵状が残っているわけです。だから、この1筆とは全然違うやろうと思います。この2筆あるのの1筆1筆で埋めただけじゃないだろうと思います。

○事務局長（乗富和也君）

一応、もともと買う予定をしてあった〇〇さんが、ちょっとやっぱり転用をしないとい

うような御意思になられたようなので、一応別の方がまたここを買われるような動きは聞いております。

○山田善治委員

ああ、そうですか。

○議長（松藤正之君）

いいですかね。

○山田善治委員

はい、いいです。

○議長（松藤正之君）

では、改めまして、これもちまして、令和4年第3回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後2時34分 閉会



柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月10日

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

会議録署名委員 亀 崎 忠 治

〃 園 田 清 美